

宮崎県介護福祉士をめざす外国人留学生の受入支援事業費補助金交付要綱

令和元年7月1日
福祉保健部長寿介護課

(趣旨)

第1条 県は、介護福祉士をめざす外国人留学生の育成・確保を図るため、予算で定めるところにより、宮崎県介護福祉士をめざす外国人留学生の受入支援事業費補助金交付実施要領（令和元年7月1日定め。以下「実施要領」という。）に基づき、県内の介護施設等を運営する法人が、介護福祉士資格の取得を目指し、介護福祉士養成施設の卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある外国人留学生に対し、学費や生活費などを奨学金（以下「奨学金等」という。）として給付又は貸与する場合に要する経費に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 「外国人留学生」とは、在留資格留学により、介護福祉士養成施設への入学を前提とした日本語学校在学生又は介護福祉士養成施設在在生をいう。

(補助事業者)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 所轄庁の指定を受けて介護保険法上の介護事業を行う県内の施設又は事業所を運営する法人であること。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- (4) 第1条の補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (5) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費、補助基準額及び補助額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費、補助基準額及び補助額の算定方法は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金等の交付申請書の提出期限は実施要領に定めるものとする。

- 2 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第6条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

- 2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
 - (1) 奨学金等支給計画内訳書(別記様式第1号付表1)
 - (2) 奨学金等支給対象者情報(別記様式第1号付表2)
 - (3) 申請額算出内訳書(別記様式第3号)
 - (4) 在学証明書(別記様式第4号)
 - (5) 奨学金等の制度が分かる資料
 - (6) 納税証明書(県税に未納がないことの証明)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)
 - (7) 特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第5号)
 - (8) 誓約書(別記様式第6号)
 - (9) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第7条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更(第9条に規定する軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止(一部の中止又は廃止を含む。)する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 知事が規則第11条及び第12条の規定により報告を求め、実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。
- (5) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。
- (6) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の要綱や制度に基づく補助を受けないこと。
- (7) 外国人留学生に給付又は貸与した奨学金等の返済を求める場合は、交付された補助金の相当額について、返済を免除すること。

- (8) 補助事業を実施するために必要な奨学金等の給付又は貸与に係る規程を定めること。
- (9) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 条）等の関係法令等を遵守すること。
- (10) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（申請の取下げ）

第 8 条 規則第 8 条第 1 項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して 10 日を経過した日とする。

（軽微な変更の範囲）

第 9 条 規則第 10 条第 2 項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の 20 パーセント以内の増減又は補助金額の 20 パーセント以内の減とする。

（計画変更の承認）

第 10 条 規則第 10 条第 2 項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、変更交付（中止、廃止）承認申請書（別記様式第 7 号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付方法）

第 11 条 この補助金は、精算払により交付する。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金交付請求書（別記様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第 12 条 規則第 14 条第 1 項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の 4 月 20 日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第 9 号）
 - (2) 精算額算出内訳書（別記様式第 10 号）
 - (3) 奨学金等支給実績内訳書（別記様式第 1 号付表 1）
 - (4) 奨学金等支給対象者情報（別記様式第 1 号付表 2）
 - (5) 収支決算書（別記様式第 11 号）
 - (6) 奨学金等の支給が確認できる書類（写）
 - (7) ①日本語学校に在学する外国人留学生に支給した場合
介護福祉士養成施設への入学（予定）を証明する書類
 - ②介護福祉士養成施設に在学する外国人留学生に支給した場合
 - ア 1 学年 修了証明書（別記様式第 12 号）
 - イ 2 学年 介護福祉士国家試験の結果通知書（写）
- (8) その他知事が必要と認める書類

- 2 第 5 条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第5条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等相当額報告書（別記様式第13号）により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（事業完了後の現況報告）

第13条 補助事業者は、補助交付年度の翌年度から、補助の対象となった留学生在が介護福祉士養成施設を卒業してから介護施設等への返済額が確定するまでの間、毎年度4月20日までに前年度における当該留学生の状況について、留学生の現況報告一覧表（別記様式第14号）及び在職証明書（別記様式第15号）により知事に報告しなければならない。ただし、当該留学生在が補助対象となった補助交付年度の翌年度においても補助対象となる場合又は補助金の返還の決定を受け、当該補助金を既に返還した場合は、この限りでない。

（補助金の返還）

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けた後において、貸与又は給付した額について返還を受けることとなった場合、補助金返還報告書（別記様式第16号）により返還額のうち補助金分について知事に返還しなければならない。

（書類の提出部数等）

第15条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行し、令和2年度の予算に係る宮崎県介護福祉士をめぐす外国人留学生の受入支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行し、令和4年度の予算に係る宮崎県介護福祉士をめぐす外国人留学生の受入支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は令和6年7月31日から施行し、令和6年度の予算に係る宮崎県介護福祉士をめぐす外国人留学生の受入支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行し、令和7年度の予算に係る宮崎県介護福祉士をめぐす外国人留学生の受入支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は令和8年4月1日から施行し、令和8年度の予算に係る宮崎県介護福祉士をめざす外国人留学生の受入支援事業費補助金から適用する。

別表

1 区 分	2 補助対象経費	3 補助基準額	4 補助率
日本語学校	学費	年額 600,000円以内	外国人留学生1名につき、補助対象経費と補助基準額を比較していずれか少ない額の3分の1以内とする。(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。)
	居住費などの生活費※	年額 360,000円以内	
介護福祉士養成施設	学費	年額 600,000円以内	
	入学準備金	200,000円以内 (1回限り)	
	就職準備金	200,000円以内 (1回限り)	
	介護福祉士試験受験対策費用	一年度 40,000円以内	
	居住費などの生活費※	年額 360,000円以内	

※ 民間賃貸住宅家賃のほか、食費・光熱費等日常生活上で継続的に発生する経費(学費・介護福祉士試験受験対策費用を除く。)とする。

なお、補助事業者が介護人材の確保に向けた積極的な支援として、補助基準額を超えて奨学金を給付又は貸与する場合に限り、以下①②のとおり基準額を加算する。

- ① 年額 240,000円以内の加算
- ② 入居に係る初期費用等について、該当月に限り、月50,000円以内の加算